

小矢部市新庁舎整備基本計画 【概要版】



第 1 章	新庁舎整備に係るこれまでの経緯	1
第 2 章	新庁舎整備の基本理念	1
第 3 章	新庁舎整備にあたっての 組織配置の整理（分散から集約へ）	2
第 4 章	新庁舎の主要な機能	3
第 5 章	新庁舎の規模	4
第 6 章	新庁舎の施設計画	4
第 7 章	新庁舎の事業計画	5

令和 6（2024）年 12 月

小矢部市

第1章 新庁舎整備に係るこれまでの経緯

1. 耐震対策について

阪神淡路大震災や東日本大震災、熊本地震では、防災拠点である庁舎が被災し、災害対応や市民生活の復旧・復興に大きな影響を与えました。これにより、庁舎が市民の安全を守るための重要な拠点であることが再認識され、大規模地震時にも業務を継続できる耐震安全性や防災機能の確保が求められています。

本市においては、平成30年度に実施した耐震診断結果やコンクリート中性化試験の結果を踏まえ、現庁舎の耐震化や建替が検討され、令和元年12月に策定した基本構想においては、耐震対策の基本方針を「現庁舎耐震化」としました。

しかし、令和6年1月1日に発生した能登半島地震により構造体に大きな被害を受け、専門家の調査結果により、『建替え』が望ましいと総合的に判断されたところです。

さらに、現庁舎は令和6年度で築60年を迎えること、 I_s 値が0.3未満であること、また、カーボンニュートラルや自治体DX推進など新たな社会的ニーズにも対応する必要があることから、本庁舎の耐震対策は「建替え」を基本方針としました。（令和6年3月基本構想【改訂版】）

2. 建設地について

右記の5つの観点から比較検討を行い、令和6年5月に開催した「市長とのタウンミーティング」における市民の意見を踏まえ、総合的に判断し新庁舎の建設地は『現在地』としました。

- ・新たな用地取得の必要性がない市有地であること
- ・スピード感をもって整備が可能であること
- ・安全・安心な場所であること
- ・まちづくりに資すること
- ・財政負担の軽減が図られること



市長とのタウンミーティング



能登半島地震による本庁舎の被害

第2章 新庁舎整備の基本理念

小矢部市の「人・歴史・まち」がつながり、安心して暮らせる災害対策拠点施設としての市庁舎

基本方針1

小矢部市の安全を守る災害時対策拠点施設

～様々な災害に対応可能な安全・安心な庁舎～

基本方針2

小矢部市の行政サービスの拠点施設

～市民に親しまれ、使いやすい庁舎～

基本方針3

小矢部市のまちづくりの拠点施設

～「人と人」「人とまち」「まちとまち」がつながる庁舎～

基本方針4

執務環境に優れた行政運営の拠点施設

～機能的で効率的な執務空間が整備された庁舎～

基本方針5

環境にやさしいゼロカーボンライフ実現拠点施設

～省エネ・創エネに対応した環境共生型庁舎～

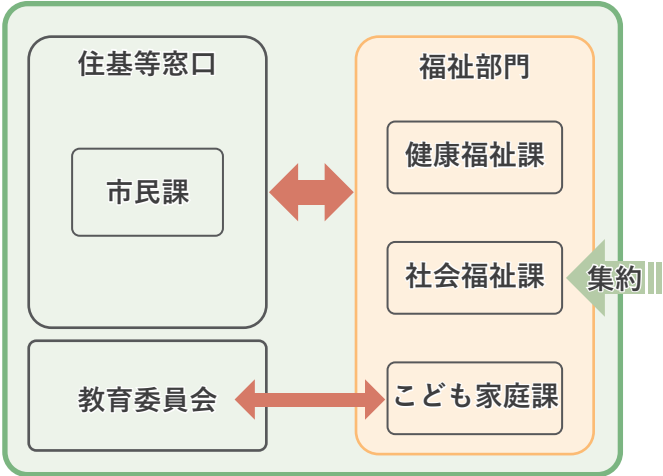
第3章 新庁舎整備にあたっての組織配置の整理（分散から集約へ）

1. 分庁舎機能の現状

現在、福祉部門は庁舎から約2km離れた総合保健福祉センターに有しているため、市民が窓口手続きを行う際、2つの庁舎を往来せざるを得ない場合があり、子育て世帯、高齢者、障害者から改善を求める多くの声が寄せられています。

2. 分庁舎機能集約の基本的な考え方

- (1) 市民の利便性の向上
福祉部門3課の窓口業務を中心に本庁へ集約し、市民課を含めた窓口サービスの『ワンフロア化』を目指します。また、『妊娠・出産、子育てに関する一体的な支援体制』を構築するため、こども家庭課を本庁へ集約し、教育総務課との連携を強化します。
- (2) 職員の事務効率の向上
関係課間の連携強化、移動時間の短縮等を目指し、効率的な自治体運営体制を構築します。
- (3) 既存施設の有効活用
総合保健福祉センターの有効活用により、新庁舎の延べ床面積を抑制します。



3. 分庁舎機能集約方法の比較

下表の比較により、市民の利便性向上、職員の事務効率向上及び既存施設の有効活用が図れる、案2「総合保健福祉センター母子健診室等有効活用型」の集約方法とします。

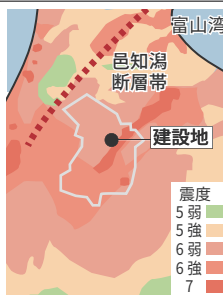
			案1	案2
			福祉機能集約型	総合保健福祉センター母子健診室等有効活用型
			・福祉部門3課の職員を本庁に配置する。 ・リハビリルーム、栄養指導室機能を除く福祉機能をすべて本庁へ集約する。	・福祉部門3課の職員を本庁に配置する。 ・一般的な手続業務及び個別相談業務を本庁へ集約する。 ・母子健診、ことばの教室等の業務は、総合保健福祉センターの特別諸室を活用する。
1	福祉機能の集約イメージ	福祉部門の配置		
		福祉配置諸室の		
3	集約により新庁舎に新たに必要となる駐車台数（職員用含む。）		60 台程度	40 台程度
4	集約により新庁舎で対応可能となる窓口業務件数		現在、市民課で案内している福祉機能の窓口業務（38件）すべてが対応可能。 ・出生届、婚姻届、住民異動届提出時の児童手当関係、医療費受給関係（こども医療、妊産婦医療、ひとり親医療、障害者医療）、介護保険関係等	

第4章 新庁舎の主要な機能

機能構成及び機能整備の方向性

1. 災害対策拠点機能

- ①近年多発する様々な自然災害に加え、小矢部市は最大震度7の地震リスクを抱えているため、本庁舎はあらゆる災害に備えた災害対策拠点として整備します。
- ②災害対策拠点として十分な耐震安全性を確保するため、免震構法を含め最適な構造計画を検討します。
- ③災害時の業務継続を可能にするため、災害対策スペースの確保及びライフラインの途絶に備えた設備機器を検討します。



構法	免震構法	制振構法	耐震構法
特徴	建物と地面を切り離し、地震の揺れを直接建物に伝えない	地面の揺れを吸収し、建物の変形劣化を抑える	揺れに耐えるため、構造体を強固に一体化する
建物の損傷	ほとんどない	少ない	少ない
工期	長い	普通	短い
コスト	110%	105%	100%
維持管理	免震装置の維持管理（定期・臨時点検）	大地震に制振装置の臨時点検	—

2. 窓口・相談機能

- ①市民の利便性を考慮し、住民異動、市税、福祉など利用頻度が多く関連性の高い窓口は、1階へ集約します。
- ②相談スペースの確保やプライバシーの保護など相談機能の充実を図ります。
- ③十分な広さのある待合スペースは、木質化を図ることにより、居心地の良い空間を目指します。



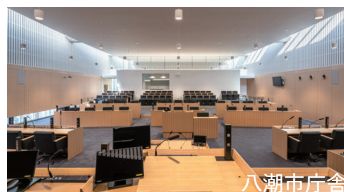
小諸市庁舎



島田市庁舎

4. 議会機能

- ①バリアフリー化された議場及び委員会室などの適切な配置を検討します。
 - ②市民が利用しやすい傍聴席の配置を検討します。
 - ③県産材を用いた市民が親しみやすい議場を検討します。
 - ④閉会期間や災害時における多目的な活用※を見据え、本市に適した議場の在り方を検討します。
- ※ 会議室、災害対応職員休憩スペース、災害支援物資保管スペースなど。



八潮市庁舎



島田市庁舎

6. ユニバーサルデザイン

- ①全ての人が安心して利用できるよう、ユニバーサルデザインを積極的に導入し、多世代、多様性を受け入れる庁舎を目指します。
- ②授乳、おむつ交換及び子どもの遊び場などの子育て支援スペースを検討します。

車椅子に配慮した高さ・形状



子育て支援スペース



思いやりの庇



わかりやすいサイン計画

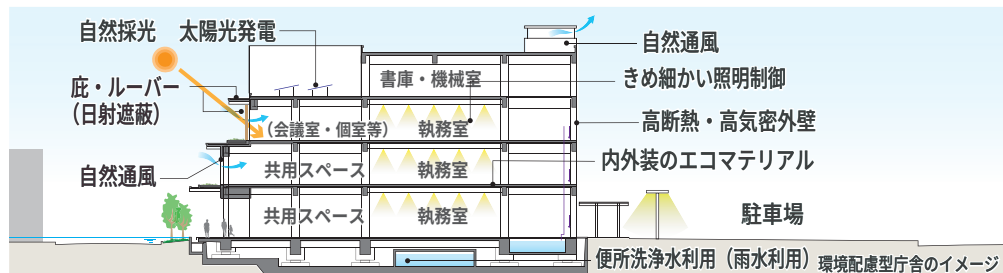


だれでもトイレ



8. 環境配慮機能

- ①地域の気候や立地特性を踏まえ、自然採光や通風などは、機械に頼らず多く取込む計画とします。
- ②省エネ、再生可能エネルギーの活用により ZEB Ready を達成します。



第5章 新庁舎の規模

1. 建物の規模

延べ床面積：6,100 m²～6,800 m²（現庁舎：約5,700 m²、
総合保健福祉センター福祉部門の執務スペース：約500 m²）

福祉機能の集約により、建物規模は、現状より大きくなるが見込まれます。DXの取組や働き方改革の一層の推進により執務面積の効率化を図るなど、建物規模の縮減に努めます。

以下の算定方法を参考に適正な建物規模を設定します。

- (ア) 現庁舎の延べ床面積を基にした算定方法
(イ) 同規模他自治体の事例を基にした算定方法
(ウ) 一般単独災害復旧事業債の基準面積を基にした算定方法

3. 必要諸室

必要諸室及びその面積については、職員アンケート及び各課ヒアリングなどの各種調査を行い、与条件を整理し、基本設計の中で設定します。

第6章 新庁舎の施設計画

1. 敷地の概要

現庁舎敷地内で整備する新庁舎は、市民交流プラザ、市民体育館、市民図書館、小中学校などの公共施設のほか、あいの風とやま鉄道、警察署、消防署、商工会などの施設が周辺に集積しており、都市機能が集約されたエリアの中心となります。

また、西側商店街の賑わいに対して、新庁舎は東側の賑わいの拠点となり、双方が連動することで、まちの回遊性が高まることを目指します。



2. 建物配置エリア

- ②車、路線バス、駅など様々な交通機関を利用する来庁者に対して、対応できるように多方向に出入口を計画し、利便性を高めます。

3. 周辺道路改良計画

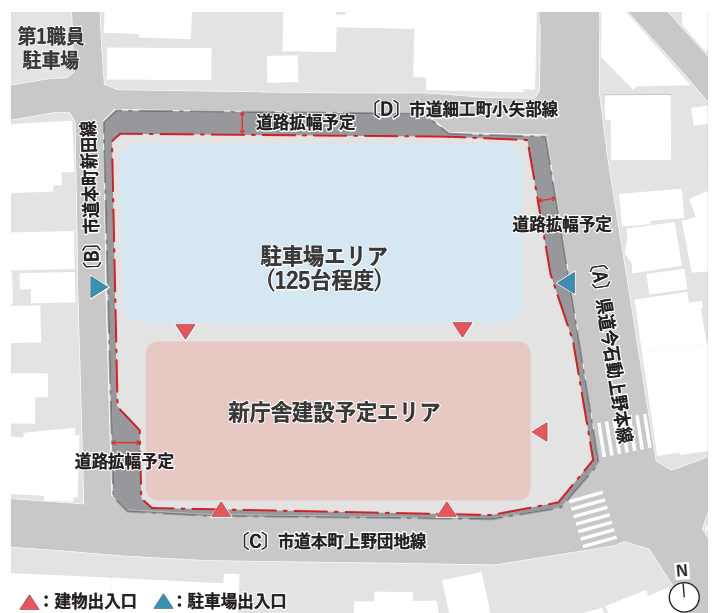
安全性及び利便性を考慮し、駐車場の出入口を東西1か所ずつとした場合、以下の道路改良が必要と考えます。

- ①駐車場への進入車両に起因する渋滞を緩和するため、東側道路（〔A〕 県道今石動上野本線）の拡幅を検討します。
- ②南西角の交差点を曲がり易くするため、西側道路（〔B〕 市道本町新田線）の拡幅を検討します。
- ③歩行者の安全性を高めるため、南側道路（〔C〕 市道本町上野団地線）の歩道拡幅を検討します。
- ④北側道路（〔D〕 市道細工町小矢部線）の片側通行を解消するため、拡幅を検討します。

2. 駐車場等スペースの規模

- ①現状の駐車台数 105 台に対し、新庁舎の駐車台数は、総合保健福祉センターの分庁舎機能の集約を考慮し、125 台程度の確保を目指します。
- ②職員用の駐車スペースについては、本庁舎周辺に 100 台程度確保できるよう検討します。
- ③車いす用駐車区画、障害者等用駐車区画及び車寄せスペースを配置します。
- ④駐輪台数は、25 台程度の確保を目指します。

現庁舎			新庁舎	
来庁者用	公用車用		来庁者用	公用車用
68 台	敷地内	24 台	80 台	45 台
	敷地外	13 台		



4. 階層の比較とフロア構成

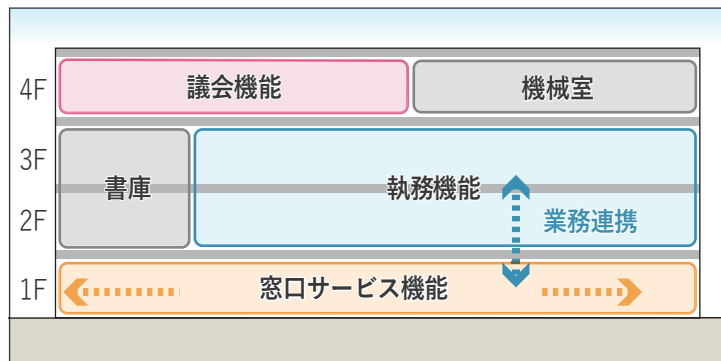
①階層の比較

下図の比較検討より、窓口サービス機能のワンフロア化と、必要な駐車スペースが確保できるバランスの良い「4階案」を基本に検討します。

	3階案	4階案	5階案
階数	3F 2F 1F	4F 3F 2F 1F	5F 4F 3F 2F 1F
駐車区画充足率	× 80%	○ 100%	◎ 110%
市民利便性	○ 1フロアに集約	○ 1フロアに集約	× 2フロアに分散
職員利便性	◎ 上下移動が少ない	○ 上下移動が少ない	△ 上下移動が多い
工期	◎ 18ヶ月 階数が少なく 工期短縮	○ 18.5ヶ月 標準	△ 19ヶ月 階数が多く 工期延長

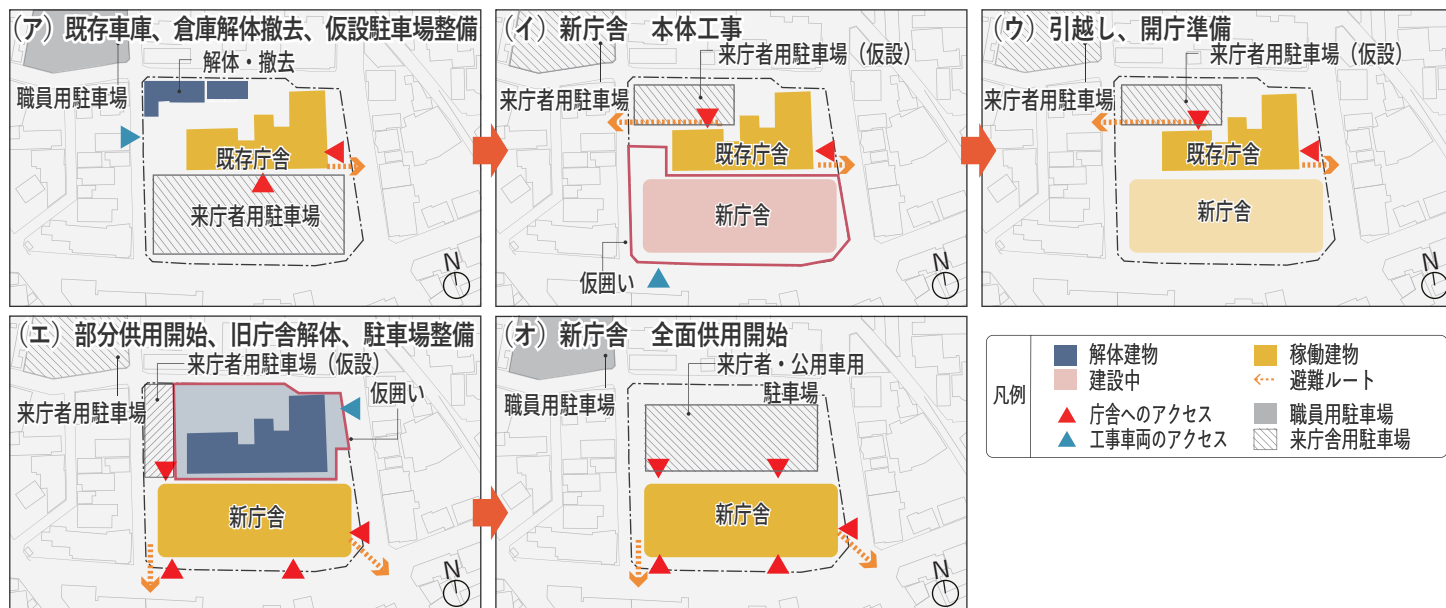
②フロア構成

- (ア) 1階は、市民サービス機能をワンフロアに集約し、市民の利便性を高めます。
- (イ) 2階及び3階には、執務機能をまとめて配置し上下移動の距離を短くすることで業務連携の向上を図ります。
- (ウ) 4階には、行政関連部署との動線が交わらない議会機能を配置し、独立性を確保します。また、利用頻度の低い機械室を配置します。



5. 段階整備計画

・現地建替えの為、工事期間中の来庁者の安全確保及び敷地の有効活用等を計画し、以下の段階的な整備が必要となります。



第7章 新庁舎の事業計画

1. 整備手法

・DB方式、PFI方式等の「設計施工一括発注方式」と比べ、迅速な施設整備が可能となる「設計施工分離発注方式」(従来方式)を採用します。

2. 整備スケジュール

・今後の大災害に備え、災害に強い防災対策拠点を早急に整備する必要があることから、令和10年度の供用開始を目標とします。



3. 概算整備費

・基本構想【改訂版】において、建替えの場合は約46.2億円(近年の他庁舎実績)と試算したところではありますが、建築資材価格及び人件費は年々上昇しているため、精査が必要です。引続き設計を進めていく中で、整備費の縮減に努めます。

4. 財源

- ①財源については、地方債、国庫補助金、庁舎整備基金及び一般財源で対応します。
- ②将来世代との負担公平性の観点から、地方債の借入れを行います。国からの財政支援措置の高い地方債(一般単独災害復旧事業債、緊急防災減災事業債等)の活用を目指します。また、地球温暖化対策に資する設備等の導入を図ることから、国庫補助金の活用を目指します。